

(電子版)



2022年 第17号 2022年 4月15日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール [info@jikosoren.jp](mailto:info@jikosoren.jp)

ホームページ→



## 電動キックボード「解禁」 交通安全に不安 道交法改正案で警察庁からレク受ける

自交総連は4月14日、参議院議員会館内で、武田良介参議院議員（日本共産党）の紹介で、電動キックボードの免許なしでの走行を認める道路交通法改正案について警察庁の担当者からレクチャーを受け、安全面での懸念を伝えました。

改正案では、電動キックボードのうち最高速度20キロ以下のものを「特定小型原動機付自転車」として自転車と同じ交通ルールを適用し、運転免許必要なし（ただし16歳未満の運転は禁止）、ヘルメット着用は努力義務、原則車道走行、時速6キロ以下に制限できる装置に切り替えれば歩道通行も認めるとしています。

同案は参議院先議で4月12日、参議院の内閣委員会で日本共産党以外の各党の賛成多数で可決され、今後、衆議院で審議されます。

### 【2022. 4. 14 警察庁レクチャー】

参加者＝（組合）舞弓副委員長、菊池書記長、東京地連岸田、木俣執行委員（議員）武田議員、梶（かこい）秘書（警察庁）交通局交通企画課丸山課長補佐、砂田係長

### 警察庁の説明（要旨）

- 増えてきた電動キックボードにどのように交通ルールを守らせるのかを考えた。電動キックボードは、速度が出ない、車体が小さいなど原付自転車（バイク）とは異なる特性があるので、規制を自転車の方に寄せる方がより安全だと考え、自転車と同じく免許不要にした。原付の規制を緩和したとは思っていない。安全性についての質問に対しては、以下のように答えました。
- 最高速度20キロ／6キロの切り替えは、いったん停車しないと切り替えられないものとし、識別できる表示をする。
- 車体にはすべてナンバープレートを付け、自賠責保険を義務とする。
- 16歳以上かどうかを識別する際、身分証明証がなければ家族に問い合わせる。
- 販売業者やシェア事業者に運転者への講習等を行うよう努力義務を課す。シェアの登録時に講習等を受けてもらう。
- 周りからよく見えるよう視認性の向上のための保安基準を考えている。

組合から、対人・対車の交通事故多発の危険がある、講習は努力義務で実効性がない、法律を守らない走行がたくさん出てくるのではないかと、有効な取り締まりができるとは思えないなどの懸念を伝え、出発点で免許不要としてしまった規制緩和に問題があると指摘しました。

(警察庁の資料)

**道路交通法の一部を改正する法律案（概要）****1 特定自動運行に係る許可制度の創設**

- レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転（特定自動運行）を行おうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。
- 都道府県公安委員会は、許可をしようとするときは、市町村の長等の意見を聴かなければならないこととする。
- 遠隔監視のための体制を整えなければならないこととするなど、許可を受けた者の遵守事項や交通事故があった場合の措置等について定める。

**2 新たな交通主体の交通方法等に関する規定の整備****1 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等**

- 最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する車両を「特定小型原動機付自転車」とする。
- 特定小型原動機付自転車の運転には運転免許を要しないこととし（ただし、16歳未満の運転は禁止）、ヘルメット着用を努力義務とする。
- 特定小型原動機付自転車は、車道通行を原則とする。
- 特定小型原動機付自転車のうち、一定の速度以下に最高速度が制限されており、それに連動する表示がなされているものについては、例外的に歩道（自転車通行可の歩道に限る。）等を通行することができることとする。
- 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする。また、危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命ずることとする。

**2 遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）の交通方法等**

- 遠隔操作により通行する車であって、最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当するものを「遠隔操作型小型車」とし、歩行者と同様の交通ルール（歩道・路側帯の通行、横断歩道の通行等）を適用する。
- 遠隔操作型小型車の使用者は、都道府県公安委員会に届け出なければならないこととする。

**3 運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備**

- 希望者には、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することができることとする。
- 自動車等を運転するときは、上記事項が記録された個人番号カード又は運転免許証を携帯していなければならないこととする。

**その他**

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務
- 安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引上げ等
- バス停等における駐停車禁止の規制から除外する対象の拡大

等

## 2-1 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の交通方法等について

<背景>

電動キックボードの公道での走行について、最高速度等に応じた新たな車両区分の設定等、交通ルールに関する制度整備が必要  
(「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定))

### (1) 最高速度、車体の大きさ



- ・ 最高速度：一般的な自転車利用者の速度(20km/h)
- ・ 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当

### (2) 運転することができる者

- ・ 運転免許は要しないこととするが、16歳未満の者については運転を禁止
- ・ 特定小型原動機付自転車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、特定小型原動機付自転車の利用者への交通安全教育を行う努力義務を課す

### (3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行  
※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車通行可の歩道のみ)等の通行可



### (4) 乗車用ヘルメット

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者に乗車用ヘルメット着用の努力義務を課す

### (5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)